

土地改良事業等に係る調査測量設計業務 の価格積算要領 新旧対照表

測量編

〔1〕 測量業務の価格積算基準

平成2年3月15日 設計第441号農政部長通知の一部改正
(積算基準日 令和8年7月22日以降適用)

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">〔 1 〕 測量業務の価格積算基準</p> <p>第 1 適用範囲 【省略】</p> <p>第 3 測量業務費構成費目の内容 【省略】</p> <p>1 測量作業費 【省略】</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要なとなる経費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、P C等の標準的なO A機器費用、熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）とする。 <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u> なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。 【省略】</p>	<p style="text-align: center;">〔 1 〕 測量業務の価格積算基準</p> <p>第 1 適用範囲 【省略】</p> <p>第 3 測量業務費構成費目の内容 【省略】</p> <p>1 測量作業費 【省略】</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要なとなる経費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、P C等の標準的なO A機器費用、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p>